

# 低炭素建築物新築等計画認定手数料

船橋市・令和5年4月1日現在

## I. 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく 低炭素建築物新築等計画の認定申請

第1表 低炭素認定手数料

対象建築物	認定手数料（第2表参照）
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅の手数料（建築物の床面積に応じて）【A】
一戸建ての住宅と非住宅建築物の 複合建築物	一戸建ての住宅の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【A】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
共同住宅等	共同住宅等の手数料（建築物の床面積に応じて）【B】
共同住宅等と非住宅建築物の 複合建築物	共同住宅等の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【B】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
非住宅建築物	非住宅部分の手数料（建築物の床面積に応じて）【C】

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をさします。  
※共同住宅等の床面積について、共用部分の床面積を含みます。

第2表 部分ごとの手数料算定表

（単位：円）

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関 の事前の技術的審査による「適合証」が添 付されている場合 ・適切な「設計住宅性能評価書」の写しが 添付されている場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合		
			基準省令第10条第2号イ(1)・ロ (1)又はただし書を含む評価 (性能基準・国土交通大臣が認め る方法)	基準省令第10条第2号イ(2)及 びロ(2)による評価(仕様基 準)	
住宅部分	一戸建ての住宅 【A】	200㎡未満	4,500	33,000	16,000
		200㎡以上		37,000	18,000
	共同住宅等 【B】	300㎡未満	9,100	66,000	31,000
		300㎡以上2000㎡未満	19,000	111,000	55,000
		2000㎡以上5000㎡未満	43,000	190,000	100,000
5000㎡以上	77,000	272,000	151,000		

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関 の事前の技術的審査による「適合証」が添 付されている場合 ・適切な「設計住宅性能評価書」の写しが 添付されている場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合	
			基準省令第10条第1号イ(1)・ロ (1)又はただし書を含む評価(標 準入力法・主要室入力法・国土交 通大臣が認める方法[BEST等])	基準省令第10条第1号イ(2)及 びロ(2)による評価 (モデル建物法)
非住宅部分 【C】	300㎡未満	9,100	220,000	84,000
	300㎡以上1000㎡未満	15,000	276,000	107,000
	1000㎡以上2000㎡未満	26,000	357,000	141,000
	2000㎡以上5000㎡未満	77,000	509,000	229,000
	5000㎡以上10000㎡未満	123,000	627,000	299,000
	10000㎡以上25000㎡未満	155,000	742,000	359,000
	25000㎡以上	194,000	846,000	422,000

基準省令…建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済  
産業省・国土交通省令第1号）

## II. 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく 低炭素建築物新築等計画認定の変更の認定申請

第3表 変更認定手数料

（単位：円）

手数料
第1表に掲げる金額に、1/2を乗じて得た額

## III. 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合 （認定申請に建築確認申請を併願する場合）

⇒第1表又は第3表の手数料に確認申請手数料の額を加算した金額

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表第3による。